

トラック運送業における書面化の推進について

平成25年3月27日

トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議

国土交通省自動車局貨物課

トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議の取組について

トラック運送取引に係る以下の個別課題について、平成24年8月のパートナーシップ会議で改善方策の検討を実施。

長時間にわたる手待ち時間発生

契約に基づかない付帯作業の要求

契約書面の不交付

一方的な運賃減額

協賛金の要請

【要因】

道路等の混雑問題、時間厳守への固執、悪しき慣習の固定化、中小トラック事業者の増加、運賃ルールの形骸化

書面契約の必要性 ← 地方パートナーシップ会議の場で説明された具体課題

- ①口頭による運送依頼の取引慣行化により、「運賃」「支払期日」「支払方法」等基本事項が不明確になっている。
- ②契約書がないので、責任の範囲が曖昧な状況となっている。
- ③契約が書面化されても基本契約に関するものが中心となり、運賃等重要な契約事項は書面化されていない事例が多い。
- ④口頭契約先の荷主の仕事では、手待ち時間の発生、付帯作業の要求が多い。
- ⑤個建て方式の契約で、1個の荷物の大きさを決めてなかったため、5個の荷物を1個に束ね1個分の荷物の運賃に減額された。
- ⑥体裁だけ整えただけの契約書が多く、詳細な条件が明記されていないため、最低限の必要項目を網羅した契約書のひな形的なものを作成してはどうか。

書面契約の推進が急務

書面契約推進に係る各種調査

■国土交通省及び全日本トラック協会において以下の調査を実施。

1. 運送契約に係る実態及び課題調査
2. 運送契約の書面化に係る優良事例調査
3. トラック運送業における適正取引推進に関する実態調査

平成24年度内のパートナーシップ会議において、義務化及び具体運用を決定

荷主との交渉力の向上について

- 荷主との交渉力の向上として、以下の取組を併行して実施。
- ・原価意識向上のための基礎セミナー
 - ・燃料サーチャージ導入促進セミナー
 - ・適正取引相談窓口の周知徹底
 - ・トラック輸送適正取引推進ガイドラインの周知徹底
 - ・下請代金法講習会(中小企業庁)
 - ・トラック輸送適正取引推進ガイドライン説明会(中小企業庁)

書面化の推進について

適正取引に向けて

荷主と貨物運送事業者との間の取引において、委託される業務の範囲、責任、運送条件等の内容を明確化、適正化が急務。(いわゆる「頼んだ側」と「頼まれた側」の合意が不十分。)
書面化を省令、標準約款及びガイドラインにより推進。

個々の輸送毎に事前に書面化

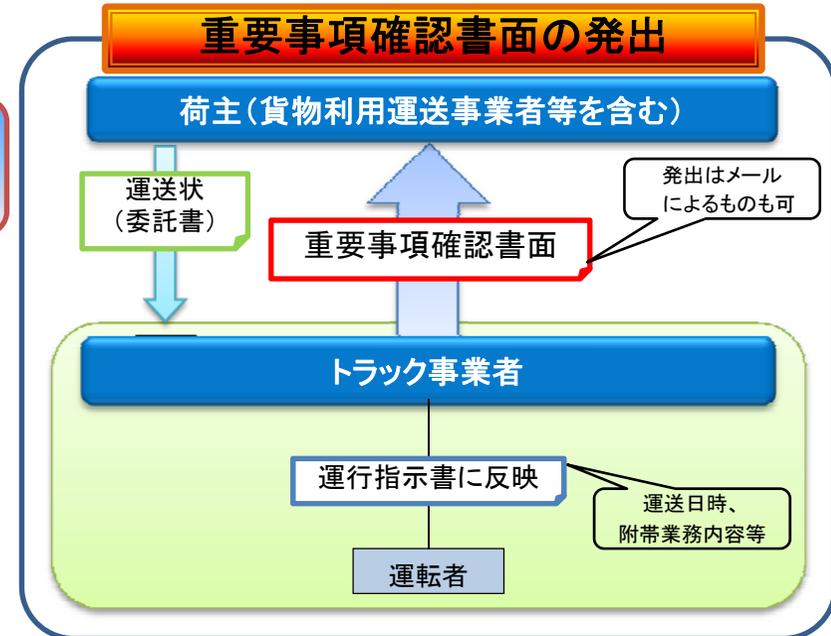
1. 運送委託者／受託者名、連絡先
2. 委託日、受託日
3. 運送日時
・積込み開始日時、場所
・取卸し終了日時、場所
4. 運送品の概要・車種、台数
5. 運賃、燃料サーチャージ、消費税
6. 附帯業務内容
7. 有料道路利用料、附帯業務料、その他
8. 支払期日

トラック事業者による
重要事項確認書面
の記載項目

運送委託時の
記載項目

- +
- 車両番号
 - 運転者名、連絡先

重要事項確認書面の発出



「書面化に係る実態調査(抄)」(地方運輸局9月～12月実施)

書面化の推進により期待される効果

- ①安全運行の確保
- ②責任の明確化
- ③コンプライアンスの高まり
- ④手待ち時間や契約に基づかない附帯業務の解消
- ⑤附帯業務等の位置づけの明確化

【意見】

- ①標準的なひな形などをはじめ、様々な取組による実効性の確保が課題である。
- ②スポット取引に対応できるようにすべきである。業務を包括的に契約するケースもあり、細かく決めすぎない工夫が必要。
- ③附帯作業は運送事業者が行うのが当然との固定観念があり、業界全体で書面化を推進していく必要がある。
- ④担当者、運転者等への周知、教育が必要である。

調査の概要

国土交通省各地方運輸局等により、書面化を推進するにあたり実態及び課題を確認するために、中小事業者を中心としたトラック事業者157者にヒアリングによる調査を平成24年9月～12月の間に実施し、そこで意見として以下を聴取。

① 書面取引の義務化に対する意見

- 運行管理、時間管理において計画を立てやすく安全運行が図れるので、大賛成。
- 附帯条件等を含めた運賃を書面化により明示することで、履行が確実なものとなる。
- スポット取引においては、商習慣で運送する時点では運賃が分からず、既に運送が完了した段階の請求書を発行する時点で、荷主側から運賃が確定されるケースが一部で残っており、それが義務化することで解消できれば良い。
- コンプライアンスの面からも必要である。
- 「言った、言わない」「聞いた、聞いていない」などのトラブルが避けられる。
- 標準的な運送契約としての雛形があるならば、便利と思う。
- メールやFAXのやりとりを認めてほしい。
- 書面契約の内容を担当者やドライバーなど全員に周知徹底できるのか。
- 書面化を進めるとしても、荷主側の理解を得た上でないと反発がある。
- 詳細な決めまで書面化すると、臨機応変に対応ができなくなることが危惧される。
- 下請法との関係で二重の負担にならないよう工夫してほしい。
- 場合によっては事務コスト、手間がかかる恐れがある。
- 条件が変わった場合にその都度対応におわれることになる。その都度書面を交わすとなると迅速な対応ができない。

② スポット取引の現状

- 事前に書面を作成するようにはしているが、何日前までにという規定は定めていない。財務上稟議書を作成する必要があるので、必ず前日までには書面を作成している。
かなり以前には、書面を作成せず、口頭のみによる取引もあったが、金額や付帯業務に関するトラブルがあり、現在では、こうしたトラブル防止のためにも、全て書面化している。
- スポット取引では緊急的な内容が多く、口頭での受発注確認を行った後、輸送依頼書を送付してもらい対応している。スポットのタイミングは直前がほとんどで、急な対応をしている。
- タイミングとしては基本的には前日にFAXでもらい車両、運転手を手配している。書面契約に至った経緯としては運賃もわからない状態で引き受けたことがあり、あまりにも安い運賃であったため切り替えた。
- 通常取引のある荷主等からのスポット的依頼もあるし、また継続的な通常取引のない荷主からの依頼もある。また現在は取引が途絶えているが、以前取引のあった荷主からの依頼もある。
- 通常取引のない荷主等からの単発的な輸送依頼については、取引可能な荷主かどうか弁護士や調査機関に調査を依頼し、信用できる荷主と判断された場合に受ける。調査期間3～5日程度。
- 電話帳を見て依頼してくるケースでのスポットがあるが、この場合の運賃は現金での取引としている。

③ 付帯業務と有料道路使用料について(事前の書面化に対する意見)

- 付帯業務によって配車の効率が悪くなっており支障をきたしているので、きちんと書面化し業務の範囲を明確にする必要がある。
- 契約外の付帯業務を要求され断ると排除される場合もあり、この点からも事前の書面化は必要である。
- いずれも収受可能であれば書面化するが、業界全体が書面化でないと厳しい。
- いずれも記載している。なければ料金請求時にトラブルとなる。
- 有料道路の利用が可能かどうか前もってわかることで、運行計画をたてられることから、明記する方がよい。
- 有料道路料については、積込みの遅れ等により変わるケースもあるので、その辺を考慮し記載することが望ましい。
- 有料道路料の割引が複雑で、具体的な金額の記載が難しいケースもある。

④ 車両留置料について(事前の書面化に対する意見)

- 手待ち時間が常態化している場合、手待ち時間が発生しないよう対策を取るよう荷主に要望している。
- 車両の効率的運用も可能となりコストダウンも可能となる。
- 待ち時間の解消に繋がり賛成。
- 何時間以上の場合に収受すべきか線引きが難しい。

運送契約の書面化に係る優良事例調査

例1

荷主(元請事業者)より、以下の委託書を交付

- 運送委託者／受託者名、連絡先
□□(株)／△△(株)、011(111)1111
- 委託日
平成24年8月6日
- 積込日時・場所、連絡先
平成24年8月8日△時
茨城県△△市△△、△△(株)、022(222)2222
- 荷下日時、場所、連絡先
平成24年8月9日8時
新潟県△△市△△、□□(株)、033(333)3333
- 運賃
△△△△円
- 高速料金その他
△△△△円
- 品名、個数、重量、その他
フレコン(粉粒体)、30個、8トン、空袋あり
- 貸切、積合等の区分
貸切
- 使用車両
10トン車
- 支払期日、方法
基本契約のとおり

A事業者が上記を応諾し以下を記載の上、送付

- 車両番号、運転者名、連絡先
△△100あ△△△△、△△一郎、090(△△△)△△△
- 下請がいる場合は事業者名
△△運送(株)

効果

○輸送形態、時間の明確化により、過労に関する問題が改善。

○コンプライアンスの徹底を図るため書面契約を実施。

例2

荷主(真荷主)より、以下の委託書を交付

- 運送委託者／受託者名
□□(株)／△△(株)
- 委託日
平成25年1月24日
- 積込日時・場所
平成25年1月25日△時
愛知県△△市△△、△△(株)
- 荷下日時、場所
平成25年1月28日△時
熊本県△△市△△、□□(株)
- 運賃、料金
△△△△円
- 荷姿、数量
紙袋パレット、10トン
- 使用車両、架装、(必要装備)
14トン車、ウイング、(ベニア、ラッシング)
- 支払期日
平成△年△月△日付け「支払い方法等について」による

B事業者が上記を応諾し以下を記載の上、送付

- 車両番号、運転者名、連絡先
△△100あ△△△△、△△二郎、090(△△△)△△△
- 下請がいる場合は事業者名
△△運送(株)

効果

○運送委託の応諾後、荷姿、積み込み時間等の情報を運転者へ指示し、手待ち時間の発生を防止している。

○記録も残さない取引では責任の所在が不明確であり、大損失に繋がりがねないため、事前に防止している。

例3

荷主(真荷主)より、以下の委託書を交付

- 運送委託者／受託者名
□□(株)／△△(株)
- 委託日
平成24年8月8日
- 積込日時・場所
平成24年8月9日、10日、12日(17時)
東京都△△区△△
- 荷下日時、場所
平成24年8月9日、10日、12日(26時)
豊海、築地、京浜島
- その他業務
商品の保管、検品
※保管方法、作業内容について詳細に記載あり。
- 運賃、料金
1日あたり △△△△円
- 品名、荷姿
生鮮食品、パレット
- 使用車両
4トン車
- 荷役器具等
□□(株)は、荷捌用パレットを提供する。
- 支払期日、方法
月末締め翌月末払い、全額現金支払い(口座振り込みによる)

C事業者が上記を応諾し以下を記載の上、送付

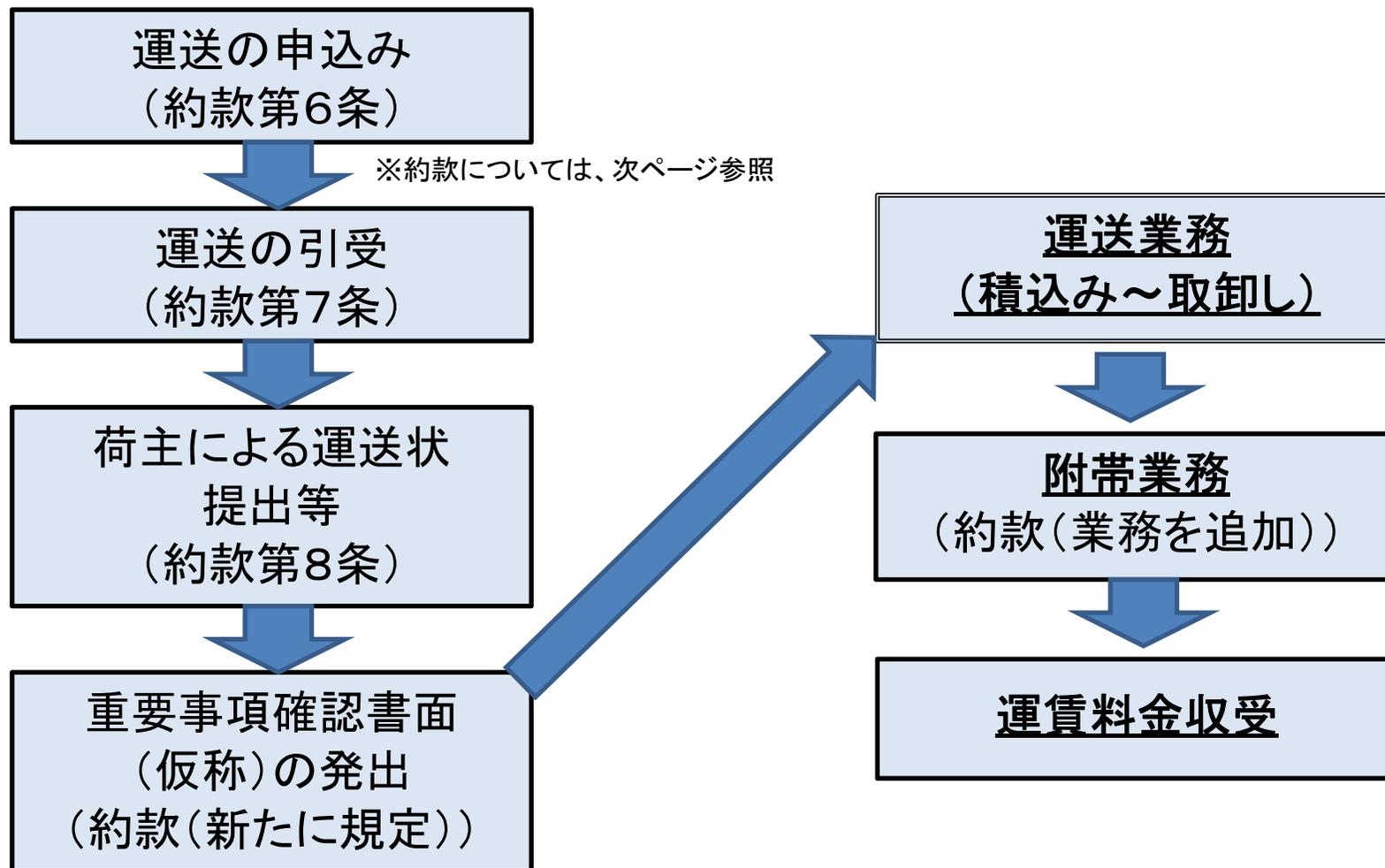
- 車両番号、運転者名、連絡先
△△100あ△△△△、△△三郎、090(△△△)△△△

効果

○運賃が運送後に決まることがあったが、現在は事前に決定されている。

○貨物の取扱方法、現場での対応方法等が記載されていることにより、契約にない附帯業務の防止等現場でのトラブル回避できる。6

重要事項確認書面(仮称)の発出の効果



安全運行阻害、荷待ち時間の発生を回避するとともに、運送や附帯業務に伴う適正な代金を収受するために「重要事項確認書面(仮称)」の発出が必須である。

標準貨物自動車運送約款(抜粋)

(貨物の種類及び性質の確認)

第六条 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。

(引受拒絶)

第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。
- 二 申込者が、前条第一項の規定による明告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
- 三 当該運送に適する設備がないとき。
- 四 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。
- 五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(運送状等)

第八条 荷送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。

- 一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
 - 二 集荷先及び配達先又は発送地及び到達地(団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。)
 - 三 運送の扱種別
 - 四 運賃、料金、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の支払に関する事項
 - 五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
 - 六 運送状の作成地及びその作成の年月日
 - 七 高価品については、貨物の種類及び価額
 - 八 品代金の取立てを委託するときは、その旨
 - 九 運送保険に付することを委託するときは、その旨
 - 十 その他その貨物の運送に関し必要な事項
- 2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出を請求しないときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。

(附帯業務)

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管その他貨物自動車運送事業に附帯する業務を引き受けた場合には、実際した費用を収受します。

(1) 省令規定事項

貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)において、貨物自動車運送事業者に対して以下を義務づける。

運送を引き受けた場合に、運送業務、附帯業務並びに運賃及び料金についての重要事項を示す書面を運送行為前に運送の申込者(荷主等)に交付することを義務付ける。

(2) 標準約款規定事項

標準貨物自動車運送約款(平成2年運輸省告示第575号)において、以下の事項について規定。

荷主から引き受けた運送内容について、運送業務、附帯業務並びに運賃及び料金についての重要事項を示す書面を発することを規定する。

附帯業務の例示に納入作業を追加するなど実態に合わせて規定する。

車両留置料について新たに規定する。

(3) その他の書面の効果について

基本様式に「荷主等がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づく荷主勧告、社名公表が行われる場合がある」旨、その効果を明記する。

「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」のポイント

1. 書面化の位置付けは、「重要事項確認書面(仮称)」を省令により貨物自動車運送事業者からの発出を義務付ける他、約款においても位置付ける。
2. 安全運行、適正取引の観点から書面化すべき必要最小限の事項を提示。
3. 必要最小限の事項は、以下のとおり。
①運送委託者/受託者名、連絡先、②委託日、受託日、③運送日時(積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所)、④運送品の概要・車種、台数、⑤運賃、燃料サーチャージ、消費税、⑥附帯業務内容、⑦有料道路利用料、附帯業務料その他、⑧支払期日、⑨運送受託者名、連絡先、⑩車両番号、運転者名
4. 「重要事項確認書面(仮称)」の基本様式を提示。
5. 拘束時間違反や荷待ち時間について改善するため、運送内容や料金の記載を提示。
6. 予定外の附帯業務について改善するため、附帯業務内容や料金の記載を提示。
7. 円滑性、迅速性の確保のための省略化を明記。